**平成３０年（フ）第３７５号**
東京都小金井市東町３丁目10番４―203号都営東町第二アパート
債務者　武田久美子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月４日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成３０年（フ）第７２３号**
神奈川県綾瀬市大上１丁目21番11号　カサベルデ桃並102
債務者　宮崎　明奈
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成３０年（フ）第７５０号**
横浜市港北区大倉山１丁目26番22―302号
債務者　萩原　智子
1　決定年月日時　平成30年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止

**平成２９年（フ）第１６０６号**
千葉県八千代市八千代台北12丁目24番19号
破産者　川上　謙二
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４３号**
千葉県市原市五井5430番地　市営若葉住宅６棟502号
破産者　東　　和茂
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１２４４号**
千葉市美浜区幸町１丁目７番１棟811号
破産者　大岩　由幸
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１３２１号**
千葉県市川市行徳駅前３丁目14番５号　（第２シングルホームイン行徳１―Ｇ号）
破産者　西ノ原智浩
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１５８５号**
千葉県市川市湊６番３―104号（サントス参番館）
破産者　大石　香代
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１６０１号**
千葉市花見川区天戸町688番地１　グループホームアリス
破産者　篠　　誠
法定代理人成年後見人　犬伏　謙介
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第２６号**
千葉県習志野市実籾４丁目15番10号　ララファームツイン102号
破産者　塚本　良夫
1　決定年月日　平成30年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第４２５号**
茨城県水戸市元吉田町2277番地の30
破産者　有限会社ヒューマンリンク
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**平成２９年（フ）第１３１号**
茨城県取手市新川1683番地３
破産者　株式会社サンビック
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１７３号**
茨城県北相馬郡利根町早尾300番39号
破産者　株式会社ファースト・エンジニアリング
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

**平成２９年（フ）第６８４号**
埼玉県春日部市小渕126番地１　ベルドゥムール春日部東204号
破産者　亡森冨由樹相続財産
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２９年（フ）第１２７６号**
千葉県習志野市津田沼５丁目４番27号　ジュネス川上206号
破産者　高屋　　亮
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１２９５号**
千葉県船橋市湊町２丁目４番20号
破産者　櫻井　一也
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１３１４号**
千葉県船橋市市場２丁目10番８―303号
破産者　藤城　慶光
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第１７号**
千葉県習志野市実籾４丁目11番６―208号
破産者　大畑　里菜
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係